



## スマートフォンの 大流行とカカオトーク

この間、2012年2月に韓国の実家に行った時の話です。

66歳の母が最新のスマートフォンをバッグから取り出したことに、まず、ビックリしました。続いて、無駄なく手早い動作で、アプリを利用し、妹に簡単に無料で通話し始めたので、さらにビックリしました。

さらに、さらに、母は、そのアプリを利用して、父と妹に同時に電話をしました！！

けっして、母は電化製品に詳しい人ではありません。どちらかというと、電化製品の操作が苦手で、新しいDVDプレーヤーの使い方を何回教えてもなかなか覚えられなかった人です。

DVDプレーヤーのボタンに番号を書いたふせんを貼り、何番を押せば録画できるなどの説明を書いた紙を渡したことがあるくらいです。

韓国において2011年末の移动通信加入者のうち、44.3パーセントがスマートフォンの利用者であり、2011年10月には2000万人に達し



たそうです。

2014年に携帯電話加入者の12パーセントの1500万人がスマートフォンの利用者になると予測されていると日本と比べると、かなりの数字だと思いませんか。

つまり、韓国で母がスマートフォンを使ってもおかしくないということです。

ソウルで電車に乗ったときも、乗客10人中8人が携帯電話を出していて、8人すべてがスマートフォンでした。

母が利用していたアプリは、カカオトークというものでした。

カカオトークは、従来の一般的なインスタントメッセージとは異なり、アカウント作成やログインが不要で、ユーザーIDのみ

を使用してインスタントメッセージングができる点を最大の特徴とします。知人のIDを検索するなどして相手を見つけ、すぐにリアルタイムでコミュニケーションをとることができる上に、無料です。

よって、母は妹に電話番号を押して電話をかけるより、無料であるカカオトークを利用したわけです。

さらに、無料で複数人数と同時に話せるグループチャットを利用して、父と妹との約束を調整したわけです。

カカオトークは、スマートフォンの利用者の90パーセントが利用していると言われ、「国民のメッセンジャー」と呼ばれていますので、母が普通に使ってもおかしくなかったこととなります。

では、韓国において、それくらいの利用状況なら、日本商標法の4条1項19号の「外国における需要者の間に広く認識されている商標」に該当するのではないのでしょうか。さらに、韓国の株式会社カカオ（カカオトークのサービス提供会社）は、日本を含め世界展開をしていると言われているので、このようなケースでは、日本および他国で高価売却を目的とした不正な商標出願が行われることもありうるかも知れません。

韓国でも日本商標法の第4条1項19号に該当する韓国商標法第7条1項12号（及び12の2号）があります。しかし、次のような差が存在します。

日本商標法の4条1項19号では、引用商標は、「広く認識されている（周知）」まで要求されますが、韓国商標法第7条1項12号（及び12の2号）では「特定人の商品を表示したと認識される商標」ならば引用商標となります。

つまり、韓国においては、韓国商標法第7条1項12号の引用商標は、必ず周知・著名で



なければならぬことはなく、少なくとも国内外の一般取引において、需要者又は取引者にその商標が特定人のものであると知られている程度であれば、良いということです。

話が本題からだいぶずれましたが、母のスマートフォン利用のショックで、私もスマートフォンに買い換えることを検討中です。

以上

### 筆者紹介

#### 朴沼泳（ばく・そよん）

2001年38回韓国弁理士試験合格。現在は新樹グローバル・アイビー特許業務法人の顧問を務める。ソウル生まれ、2003年から現在まで日本在住。

韓国の中央大学の政治外交学科および大阪工業大学の電子情報通信学科を卒業。趣味はダンス、好きな食べ物はチラシ寿司、キムチチゲ。好きな言葉は「修身齐家治国平天下」。